

大溝公園再整備事業実施設計等業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和8年7月

佐 賀 市

1 業務の背景と目的

大溝公園は、佐賀駅北地区に位置する都市公園であり、地域住民の日常的な憩いの場として利用されるとともに、周辺市街地における貴重なオープンスペースとして重要な役割を担っている。

また、本公園は佐賀駅と令和 11 年度に開学予定の佐賀県立大学（仮称）のほぼ中間地点に位置しており、今後は学生、教職員、来訪者等を含む多様な利用者の往来が見込まれるエリアに立地している。県立大学の開学に伴い、周辺地域では新たな人の流れや交流機会の創出が期待されており、本公園についても地域住民のみならず、学生や来訪者が気軽に立ち寄り、滞留空間としての役割が求められている。

一方で、公園内では植栽の繁茂等により見通しが低下している箇所があり、防犯性や安全性の向上が課題となっている。また、施設の老朽化や空間利用の変化に伴い、現在の利用ニーズに対応した魅力的な公園空間の形成が求められている。

このため、本業務では既存樹木や地形などの現在の公園資源を活かしながら、芝生広場を中心とした開放的で快適な空間を創出するとともに、公園内外の見通し改善による安全性及び防犯性の向上を図り、多様な世代が利用しやすい公園への再整備を行うことを目的とする。

さらに、佐賀駅と県立大学を結ぶ都市空間の結節点としての立地特性を踏まえ、学生や地域住民、来訪者が自然に集い交流できる空間形成を図るとともに、維持管理の効率化やライフサイクルコストの縮減にも配慮した持続可能な公園づくりを目指すものとする。

本プロポーザルは、これらの目的を実現するため、民間事業者の優れた技術力、創造性及びノウハウを活用し、最適な再整備計画を提案できる事業者を選定することを目的として実施するものである。

2 業務概要

（1）業務名

大溝公園再整備事業実施設計等業務委託

（2）業務内容

別紙「大溝公園再整備事業実施設計等業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）」による。

（3）業務場所

佐賀市神野東四丁目 地内

（4）業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 1 6 日（火）まで

（5）委託料上限額

1 9, 7 1 2 千円

消費税及び地方消費税額を含むが、本プロポーザルによる契約締結後に消費税法及び地方税法の改正等によって消費税及び地方消費税額に変動が生じた場合は、契約金額に相当額を加減して支払う。

3 参加資格要件

(1) 参加者の構成

- ①参加者は、単独企業又は、共同企業体によるものとする。
- ②単独企業は、(2)に掲げるすべての参加資格要件を満たすものとする。
- ③共同企業体による参加者は、本実施要領を満たす者とし、代表構成員は(2)の参加資格要件を満たす者とする。
- ④共同企業体の構成員は本事業の他の共同事業体の構成員を兼ねることはできない。また、単独企業として参加表明を行っている者は、他の共同企業体の構成員になることはできない。

(2) 参加資格要件

- ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- ②令和8年度佐賀市業務委託関係競争入札参加資格者一覧表において「土木関係建設コンサルタント、地域区分：1」で掲載されている者
- ③会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申し立てがなされていない者
- ④公募開始日から契約締結日までの間のいずれかの日においても、佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置を受けていないものであること。
- ⑤国税及び地方税に未納がない者
- ⑥自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではないこと及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ⑦常勤で3か月以上の雇用関係にあり実績もしくは資格(技術士建設部門(都市及び地方計画、建設環境)、RCCM(都市計画及び地方計画、造園))を有する者を監理技術者として配置できること。

4 地域経済への配慮

事業者は、業務の実施に当たり、本市の地元企業並びに地元人材の活用、本市、または県内の地場産材の活用等により、地域経済の活性化に資するよう配慮すること。

5 スケジュール

公募開始	令和8年7月8日（水）
質疑の受付期限	令和8年7月17日（金）17時
質疑の回答期限	令和8年7月24日（金）17時
参加表明書（一次審査書類）の提出期限	令和8年7月31日（金）17時
一次審査結果の通知	令和8年8月7日（金）
技術提案書（二次審査書類）の提出期限	令和8年8月14日（金）17時
審査会（プレゼンテーション）	令和8年8月下旬（予定）
結果通知	令和8年9月上旬（予定）
契約締結	令和8年9月中旬（予定）

6 実施要領等の交付

令和8年7月8日（水）から令和8年7月31日（金）17時まで佐賀市公式ホームページに掲載される実施要領等をダウンロードすること。

7 質問の受付と回答方法

本プロポーザルに関する質問は質問書の提出により行うこととし、口頭による質問は受け付けない。

（1）提出書類

質問書（様式1）による。

（2）提出期限

令和8年7月17日（金）17時（期限後の質問には回答しない。）

（3）提出方法

質問書（様式1）により、事務局へ電子メールにて送信することとし、送信後は到達確認のため事務局に電話確認をすること。（green@city.saga.lg.jp）

（4）回答方法

提出された質問を取りまとめたうえで、質問事業者名は記載せずに令和8年7月24日（金）までに佐賀市ホームページ上に回答を掲載するほか、質問書を提出した全ての事業者に対して電子メールにて回答する。

（5）回答方法

- ①指定の様式によらない質問書及び受付期間を過ぎた質問書は受け付けない。
- ②質問書の内容について不明な点等がある場合には、質問書に対し事務局から電話等の確認を行う。

8 参加表明書（一次審査書類）の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加表明を行うこと。

なお、事業者グループを構成する場合は、代表事業者が責任を持って参加する全事業者の参加要件を確認すること。

（1）提出書類

- ①参加表明書（様式2）

②参加資格審査申請書（様式3）

③配置技術者の経歴（様式4）

（2）提出部数

正本1部、副本7部提出すること。

（3）提出期間

令和8年7月8日（水）から令和8年7月31日（金）17時まで

（4）提出方法

持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合においては、当市への送達が証明できる書留等によるものとし、上記指定時間までに必着のこと。

（5）提出先

佐賀市 都市戦略部 緑化推進課

〒840-8501 佐賀市栄町1番1号（佐賀市役所6階）

（6）一次審査

①一次審査について、提出された書類をもとに事務局で行う。なお、一次審査は7ページ「一次審査基準」に準じて実施するものとする。

②参加表明書の提出が5者以下の場合は、一次審査は行わない。また、参加表明書を提出していない者からの応募（技術提案書等の提出）は一切受け付けない。

9 一次審査の結果通知

一次審査の結果については令和8年8月7日（金）を目処に書面にて通知を行う。

10 技術提案書の提出

（1）提出書類

技術提案書（様式5）

①業務理解及び業務実施方針に関する提案書（様式6）

…A4版縦、A3版折込可（1ページ以内）

②公園再整備コンセプトに関する提案書（様式7）

…A4版縦、A3版折込可（2ページ以内）

③安全性及び防犯性に関する提案書（様式8）

…A4版縦、A3版折込可（2ページ以内）

④景観形成及び利用促進に関する提案書（様式9）

…A4版縦、A3版折込可（2ページ以内）

⑤維持管理及び施工性に関する提案書（様式10）

…A4版縦、A3版折込可（1ページ以内）

⑥価格に関する提案書（様式11）

…A4版縦

積算内訳書（任意様式）※上記⑤の見積に係る積算内訳がわかるもの

（2）提出部数

正本各1部、副本を各7部提出すること。

（3）提出期限

令和8年8月14日（金）17時

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合においては、当市への送達が証明できる書留等によるものとし、上記指定時間までに必着のこと。

(5) 提出先

佐賀市 都市戦略部 緑化推進課

〒840-8501 佐賀市栄町1番1号（佐賀市役所6階）

(6) 書類作成・提出上の留意事項

原則、提出書類の提出後における差し替え、追加提出及び再提出は認めない。また、提出された書類は返却しない。

1.1 二次審査及びプレゼンテーション（優先交渉権者の選定）

(1) 審査

- ①二次審査は、提出された技術提案書の内容について、審査を行う。
- ②プレゼンテーションは技術提案書に基づく説明及び質疑応答により審査を行う。
- ③審査は、佐賀市に設置する「大溝公園再整備事業測量設計業務委託プロポーザル審査会（以下、審査会という。）が行い、審査会による審査を経て順位を決定する。
- ④審査の結果、総合評価点が6割以上の提案者のうち、最も評価点が高い提案者を優先交渉権者として選定する。
- ⑤総合評価点が6割に満たない提案者は、優先交渉権者と選定しないものとする。

(2) 審査基準

審査（評価）は、加算方式による総合評価方式を行い、審査の項目及び配点等は8ページ「審査基準」のとおりとする。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、すべての提案者の得点を明示した書面により、個別に通知するとともに、佐賀市ホームページにおいて優先交渉権者を公表する。なお、得点の内訳等の審査内容について説明を求めること及び審査結果に対する異議を申し立てることはできないものとする。

1.2 審査会

(1) 期日及び場所

①実施期日：令和8年8月下旬

②実施場所：佐賀市役所内を予定

※時間、場所等の詳細については、別途電子メール等で通知する。

③出席者：プレゼンテーションの説明者は3名以内とする。

(2) 実施方法

- ①プレゼンテーションは1社ずつの呼び込み方式とし、プレゼンテーションに引き続き、質疑応答を実施する。（プレゼンテーション20分以内、質疑応答15分）
- ②プレゼンテーションの内容は、提案書に基づくものとする。

- ③提案内容の説明については、本業務を担当するものが行うこと。また、提案内容や業務内容等に関しては、分かり易く説明すること。
- ④プレゼンテーションは、パソコン等を使用し、モニターに投影する方法を用いて行うことを認める。なお、この場合、モニターに投影するものと同じ資料をプレゼンテーション開始前までに事務局へ7部提出すること。この資料は、提案書の提案範囲を超えた内容は認めない。
- ⑤プレゼンテーションに必要なパソコン等の機器は提案者で用意すること。なお、モニター、HDMI ケーブルについては事務局で準備する。また、実施場所はインターネット回線を使用できる環境ではないため、留意すること。

(3) その他

プレゼンテーションに出席しない場合は、事業実施の意思がないものとみなし、原則として、優先交渉権者として選定しないものとする。ただし、災害、交通機関の事故等、真にやむを得ない理由により出席できないと判断される場合は、この限りではない。その後の対応については、事務局の指示に従うこと。

1 3 契約

審査により選定された優先交渉権者と業務内容及び契約金額等について協議し、協議が調ったときは、速やかに契約を行う。契約対象となる業務内容は、提案書を基本とし協議により決定する。なお、優先交渉権者が契約締結までの間に参加資格の喪失や辞退など契約とならなかった場合は、審査結果の順位に従い、次順位者を新たな優先交渉権者として契約に向けた協議を行うものとする。

1 4 失格

以下の事項に該当する場合には失格となる場合がある。

- (1) 本プロポーザル期間中に、「3 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 「技術提案書の提出」で規定した事項を遵守していない場合
- (3) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (4) 著しく信義に反する行為があった場合
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

1 5 その他

- (1) 本業務のプロポーザルに関する電子データの提出書類のデータ形式は、PDF, Word、PowerPoint のいずれかとする。
- (2) 本業務のプロポーザルに関する経費は、すべて提案者の負担とする。
- (3) 提出された提案書等は、提案者に無断での利用はしない。ただし、本プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において提案書等の複製、保存等を行う。
- (4) 提案書等の提出後、審査により優先交渉権者が選定されるまでは、参加辞退届（様式12）にて申し出ることにより参加辞退ができるものとする。

- (5) 契約締結後に、契約者が参加資格を満たしていないことが判明したとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実ではないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど契約相手方としてふさわしくないと認められるときは、契約を解除し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとする。

1.6 事務局

佐賀市 都市戦略部 緑化推進課 公園係（担当：山口、藤原）

所在地 〒840-8501 佐賀市栄町1番1号（佐賀市役所6階）

TEL 0952-40-7162（直通）／FAX 0952-26-7376

メールアドレス green@city.saga.lg.jp

1.7 審査基準

審査区分	配点
一次審査（配置予定技術者評価）	25点
二次審査（技術提案書評価）	45点
プレゼンテーション審査	20点
価格評価	10点
合計	100点

(1) 一次審査基準

①審査項目・配点

審査項目	配点	備考
管理技術者の資格	10.0	
管理技術者の類似業務実績	10.0	
照査技術者の資格・実績	5.0	
合計	25.0	

②審査基準

・管理技術者の資格

資格	点数
技術士（建設部門：都市及び地方計画）	10.0
技術士（建設部門：建設環境）	9.0
RCCM（都市計画及び地方計画）	8.0
RCCM（造園）	7.0
その他同等資格	5.0

※最高点のみ採用

・管理技術者の類似業務実績

実績内容	点数
都市公園再整備管理技術者実績 3 件以上	10.0
同 2 件	8.0
同 1 件	6.0
類似業務のみ 3 件以上	5.0
類似業務 1～2 件	3.0
実績なし	0.0

・照査技術者

内容	点数
技術士+類似実績あり	5.0
技術士のみ	4.0
RCCM+類似実績あり	3.0
RCCM のみ	2.0
その他	0.0

(2) 二次審査基準

①審査項目・配点

評価項目	配点	評価内容
業務理解度・業務実施方針	10.0	事業背景及び目的の理解、実施体制等
再整備コンセプト	10.0	整備方針の妥当性・独創性
安全性・防犯性	10.0	見通し改善・動線計画等
景観性・利用促進	10.0	交流拠点の形成等
維持管理	5.0	維持管理負担及びコスト削減

②審査基準

審査項目ごとに、以下の審査基準に基づき審査を行い、当該項目の配点に対する係数を乗じて得点を付与する。

評価区分	審査基準	係数
A	特に優れた提案となっている。	配点×1.0
B	優れた提案となっている。	配点×0.8
C	要求基準は満たした提案となっている。	配点×0.6
D	提案しているものの要求水準を満たしていない。	配点×0.2
E	提案がなされていない。	配点×0.0

(3) プレゼンテーション審査基準

審査項目・配点

評価項目	配点	評価内容
説明能力	8.0	提案内容の分かりやすさ
質疑応答	7.0	質問への的確な対応
実現性・熱意	5.0	業務遂行能力及び意欲

(4) 価格評価

価格に関する審査については、下記の計算式により算出した点数とする。

計算式	価格点 = (最低提案価格 ÷ 当該提案価格) × 10 点
-----	--------------------------------